

地域ブランドご案内

地域興し施策は、全国的な取組み課題となっています。

地域ブランド(地名入り商標)とは、一般の産品と地域産品との差別化を図りたいときに、事業協同組合等が出願できる商標です。

地域ブランドの例としては、「**信州味噌**」「**宇都宮餃子**」などですが、平成18年4月からはある程度周知にすれば、地域ブランドを権利化できるようになりました。

共同して同じ地名入り商標を使用しますので、ブランドパワーで特産品を生み、商品活力を何倍にもします。

組合や社団で使用している地名入り商標があるとき。

既に同業者が使用している慣用商標があるとき。

地域興しの商品を開発しているとき。

当所は、商標に関する専門事務所としてバックアップ致します。地域ブランドについてもお気軽にご相談下さい。

どうぞ、当所の**商標ホームページ**をご覧ください。

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail ospat@nifty.com